

令和5年度第1回 小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会 議事録

- ・日時 令和5年6月2日(金) 15:30~17:55
- ・場所 <父島> 世界遺産センター会議室、Web
<母島> Web
<内地> 関東地方環境事務所、Web
- ・議事 (1) 管理計画及びアクションプランの見直しについて(審議事項)
(2) その他
- ・資料 資料1 管理計画及びアクションプランの見直しについて
資料2 令和4年度小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会 意見対応
資料3-1 管理計画基本方針修正案
資料3-2 各島の対策の方向性(案)
資料4 母島外来種対策指針の検討状況について
参考資料1 小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会設置要綱
参考資料2 令和4年度第2回小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会 議事録
参考資料3 小笠原諸島世界自然遺産に関する検討概念図
参考資料4 令和5年度世界遺産管理に係る主な会議・説明会等
参考資料5 世界自然遺産小笠原諸島管理計画アクションプラン(案)
参考資料6 世界遺産管理に係る主な取組状況
- ・出席委員
可知直毅(委員長)、海野進、大河内勇、織朱實、川上和人、清水善和、田中信行、
千葉聡、堀越和夫、吉田正人(敬称略・五十音順)
- ・傍聴者 23人

■議事録

(開会挨拶)

○大森(関東地方環境事務所長): 科学委員会委員の皆さまには日頃より小笠原諸島世界自然遺産地域の管理に多大なご協力をいただき感謝申し上げます。内地会場よりご参加の委員の皆様においては足元の悪い中ご足労いただき重ねてお礼申し上げます。昨年度から小笠原諸島世界自然遺産における保全管理の方針を定めた管理計画とアクションプランの見直し作業に着手しており、今年度中の改定を目指している。本日も管理計画案のうち、計画の根幹となる今後10年間の具体的な方策を示した管理の方策についてご議論いただく予定である。委員の皆様から有意義な助言、ご提案を頂けることを期待している。よろしくお願ひ申し上げます。

(1) 管理計画及びアクションプランの見直しについて

<昨年度の振り返りと今年度の進め方について>

- ・小林(関東地方環境事務所)から資料1を説明。
- 特段ご意見無し。

<管理計画基本方針修正案について>

- ・小林(関東地方環境事務所)から資料2, 資料3-1を説明。
- 大河内委員: 記載箇所によって表現が異なる点が気になる。例えば資料3-1のp.3の長期目標では「地域住民」、基本的考え方では「村民や来島者」、p.5では「地域関係者」と

いう表現が使用されている。これらについて、明確な使い分けがあるのかもしくは同じ意味で別の表現を用いているのか教えていただきたい。また、資料 3-1 の p.5 に記載されている、「地域関係者のみならず、…」という部分について島外の関係者については多くの例示がされているが、島内の関係者については「地域関係者」という 1 単語のみで表現されており、島内の関係者についての記載が不十分に思われる。地域関係者についてもいくつか例示をしてみてもどうか。

- 小林（関東地方環境事務所）：修正案については現在作業中のものであり、細かな表現の統一等については全体案が完成した後に最終精査を行う予定である。今後の修正作業の中でどの表現が適切であるかを検討していきたい。また、島内関係者よりも島外関係者が強調されるような書きぶりとなっている点については、ご指摘を参考に修正させていただきたい。
- 海野委員：資料 3-1 の p.4 最後の 1 文がかなり長文となっているため、2 文に分けた方がよいのではないかと。「一定の成果が得られているが、対処すべき課題が…」の部分で 2 文に分けて「一定の成果が得られている。一方で対処すべき課題が…」等とすれば記載内容を考慮しても上手く分けることができるのではないかと。
- 千葉委員：資料 3-1 の p.1 に用語集への掲載想定事項において、種間相互作用がネガティブな側面のみで説明されている。確かに小笠原諸島の生態系においては、負の影響を及ぼすことが多いが、一般的にはネガティブ・ポジティブ両方の作用を表す用語であるため、ここではあくまでもネガティブな部分のみ説明しているという事も説明する必要がある。また、兄島におけるポリネーターの存在のように、小笠原諸島の生態系においても種間相互作用が正の作用を持つことがあるためその点にも留意していただきたい。
- 堀越委員：資料 3-1 の p.4 に新しく記載された「遺産地域内の…」部分について、今後取組を徹底するという旨の記載があるが、更に取組の拡充・精査が必要だという記載にするべきではないか。以前に科学委員会でも報告したとおり、自衛隊や海上保安庁の事業において、東京都の環境配慮指針が適応されず、現場での対応が円滑にできなかったことがあった。東京都の指針が適応されない事業については、ボランティアとして対応するしかないというのが現状である。現状の取組だけでは対応しきれていない部分もあるため、今後は取組内容をより拡充・精査していく必要がある。また、資料 2 の基本的考え方部分について、海域公園地区の拡張や資金確保体制整備等、検討を行うという記載が散見される。このような記載については具体的にどの部署が検討を進めていくのかというアクションプランを参照する必要がある。基本的考え方部分の検討については、実際にどこで具体的な検討が行われるのか情報を提示いただかないと、基本的考え方の内容の良し悪しを判断できないのではないかと。
- 可知委員長：後者のご意見については資料 3-2 の議論にも繋がるかと思うので、その際に併せて議論いただければと思う。
- 織委員：自然と共生した島の暮らしの実現について、2) タイトル部分に「遺産価値への正しい理解」という表現があるが、どのような理解が正しいかという定義は無いため、「正しい」という文言は不要ではないか。また、長期目標では「理解と愛着を深める」という記載がある為、タイトル部分にも「愛着」という表現を入れてはどうか。また、①自然と共生した島の暮らしの実現の項目では、保全と利用のバランスをどのようにと

っていくかという事について、社会・経済・環境のそれぞれの観点から対応していくという事をまとめとして記載していただければ良いと思われる。

<各島の対策の方向性の確認について>

・小林（関東地方環境事務所）から資料3-2を説明。

◆全島・複数島間

- 吉田委員：対策の方向性として「エリア排除」とある。資料2のp.4でも意見として記載されているが、エリア排除についてきちんと定義づけされているのか。島の一部地域のみを対象として排除を実施するという認識で相違ないか。
- 小林（関東地方環境事務所）：その認識で相違ない。管理の方策において駆除は、エリア排除、全島低密度化、全島根絶の3つのカテゴリーで整理したいと考えている。
- 吉田委員：承知した。最終的に各対策がきちんと定義付けされるのであれば問題ない。なお、外来生物法の中では駆除という言葉しか使用されていない。目的として根絶と低密度化があり、低密度化実現のための対策については制御として位置付けるべきではないかと感じる。制御（Control）と排除（Eliminate）があり、それを全島で実施するか一部のエリアのみで実施するか等に分類していくことになると思う。今回の資料におけるエリア排除については、エリア内における根絶、制御の両方を含んでいるように思う。用語の定義については再考する必要があるのではないか。
- 堀越委員：脅威として記載されているもののほとんどが外来種となっている。登録時の時点では遺産事業のほとんどが外来種対策であったためにその記載をそのまま使用してしまっているのではないかと思う。例えば、父島・母島のオオコウモリ保全において最も大きな脅威となっているのは人間生活との軋轢である。アカガシラカラスバトについても、採餌のために人間の生活圏内に出現した際の交通事故が問題になっており、今年の4、5月だけでも10件以上の事故が発生している。これらは明らかに人間生活が脅威となっている。父島の東平についても脅威としてノヤギが一番初めに記載されているが、実際には東平のノヤギはほとんど駆除された状態となっており、最も大きな脅威は気候変動による乾燥化やそれに伴うすす病の感染拡大など、外来種以外のものではないかと思う。ヨシノボリやシオマネキに関しても東京都が実施している砂防工事など、人為的攪乱が大きな脅威となっている。長期目標には脅威の視点が反映されていないように感じる。各保全対象種に対しての脅威についてはそれぞれの専門家に確認いただく必要があるのではないか。
- 織委員：根拠となるデータについては今後も収集していく必要があるが、小笠原のような島嶼生態系は脆弱性をもつため、地球温暖化や気候変動の影響を特に受けやすい可能性が高いという点もアクションプラン検討の際には考慮する必要があるのではないか。また、その点を地域住民にも周知していく必要があると思う。
- 吉田委員：生態系の修復と固有種等の絶滅回避については、島ごとに長期目標及び管理の方策が整理されているが、列島ごとでの整理も必要かと思う。例えば、兄島におけるグリーンアノール対策については父島からの新たな個体侵入が問題となっており、その場合対策をどちらの島で整理すべきなのか不明である。そのような外来種の島間移動の可能性については島ごとに整理することが難しいと思われる。また、管理の方策として

記述されていないが、父島から兄島へのグリーンアノール再侵入を防ぐために、父島北部におけるグリーンアノール低密度化が必要と思われる。ある程度の予算が必要になってしまうが、検討いただければと思う。

- 大河内委員：対策の方向性として「保護・飼育」、「植栽・移植」、「再生・回復」とあるが、それぞれの分類について再考する必要があるのではないか。飼育については域外保全、植栽・移植、再生・回復についてはどちらかが再導入にあたるということだろうか。植栽・移植が域内での個体移動を表すのであれば問題ないが、どちらも域外からの再導入を意図してのものであれば、分類としては1つで十分ではないか。少なくとも域外保全と再導入という用語を使用して、対策の方向性がより明瞭になるようにした方がよいのではないか。
- 川上委員：鳥類の再生・回復については、再導入ではなく生息地の環境を回復させることでも個体数の回復が期待できる。例えば、母島においてオガサワラカワラヒワの保全事業を進めることで、母島での個体数が回復しかつての生息地であった姉島にも飛来するようになる。また、南島にはかつてセグロミズナギドリやオガサワラヒメミズナギドリが繁殖を行っていたことが分かっている。鳥類については、過去に繁殖が行われていた島であれば、再導入という形ではなく外来種駆除などによる生息地管理によって鳥類の飛来を促すという方法も検討される。吉田委員よりご指摘のあった対策の方向性の整理の際には、鳥類では生息地管理による再生・回復が手法の一つとして挙げられることに留意いただきたい。
- 堀越委員：管理の方策の位置付けについて教えていただきたい。管理の方策はアクションプランに基づくものなのか、それとも今後の5年間ですべきことを記載したものなのか。つまり、技術や予算等を考慮して今後5年間で事業実施が可能と思われる方策のみを記載しているのか、今後5年間でこうすべきという理想的な方策を記載しているのかを教えてください。
- 小林（関東地方環境事務所）：資料作成の作業手順を説明すると、現在実施しているアクションプランの内容をもとに長期目標・管理の方策の記載ぶりについて問題ないか精査を行った。そのため、管理の方策が実際の事業に近い書きぶりとなっているのだと思われる。一方で管理計画には今後できることだけではなく、すべきことを記載すべきであると考えている。ただし、予算や技術的な制約があり全ての取組を実現できる訳ではないため、事業優先度を考慮して管理計画に落とし込んでいきたいと考えている。委員の皆様には予算や技術的な制約がある中で、優先して記載すべき事項は何かという点についてご意見頂戴できればと思う。
- 大河内委員：資料から事業実施の課題も読み取れるようにしてはどうか。ネズミ対策のように予算があれば実施できるもの、ニューギニアヤリガタリクウズムシやグリーンアノールの低密度化のように、技術的な制約があるものが区別できれば良いのではないか。表の項目を追加して、各課題の解決状況を丸や三角で示せば、この後の管理計画案の検討作業等にも役立つのではないか。
- 堀越委員：弟島のオガサワラグワ保全のためには、孫島のシマグワ駆除の実施が重要であるが、そのことが資料からは読み取りづらいと感じる。島間で必要な取組を明瞭に示すことのできる脅威の記載が必要ではないか。

- 堀越委員：資料には記載がないが、オガサワラヒメミズナギドリ等の海鳥の営巣が在来種であるシロツブによって阻害されている。巽島、東島、南島、聳島列島など多くの島で生じている課題であり、在来種管理の必要性についても言及が必要と思われる。
- 大河内委員：タイヨウフウトウカズラが例に挙げられるように、域外保全を実施している種もあるはずだが、それに関する記載が抜けているのではないか。また植物の域外保全を実施している場合、対策の方向性としてはどの記載に該当するのか。保護・飼育という項目があるが、これは動物の域外保全に限った記載なのか。域外保全という項目を設けるとともに、それを実施している固有植物についても整理してもらいたい。
- 織委員：管理の方策の中で、オガサワラオオコウモリにおける農業被害のような人の生活に関わる部分については、生態系の保全の項目ではなく、自然と人の共生の項目に記載するということであるが、両方の項目に記載する必要があるのではないか。生態系の保全の項目を読む際に記載されていない種や取組があれば読み手からは抜けがあるように感じる。詳細を記載するのは後の自然と人の共生の項目であったとしても、参照先のページ等の情報とともに別途記載している旨を示せばよいのではないか。
- 大河内委員：織委員の意見に賛同する。具体的取組が人と共生に関するものであったとしても、保全対象となる生態系の一部であるなら、生態系の保全の項目にも記載する必要があるのではないか。
- 田中委員：織委員より、小笠原の島嶼生態系の脆弱性を考慮すると気候変動による影響が生じやすいのではないかとのご意見があったが、具体的に小笠原の生態系のどのような構成要素や地域が被害を受けやすいと推測されるのかを管理計画にも記載しておく必要があるのではないか。気候変動への対応についてはIUCNからの奨励事項とされていることもあり、記載の必要性が高いと思われる。気候変動による影響としては、雲霧帯の消失による母島湿性高木林の衰退が想定される。また台風の威力・頻度が増大することによって、台風後の裸地における回復が早いアカギの分布拡大が懸念される。さらに気候変動によって乾燥化が進めば、兄島の乾性低木林が枯死する可能性もある。これまでに約10年に一度の頻度で枯死が確認されているため、次期管理計画の計画期間中に枯死が起こる可能性も高いと思われる。気候変動に関しては、先述のように何らかの影響が想定されている保全対象について、管理の方策の項目にも記載を加えるべきではないか。
- 大河内委員：弟島における固有昆虫類の脅威として水辺の干ばつが記載されているが、単に干ばつのみでの記載で良いと思う。また、母島における固有昆虫類の脅威として干ばつも記載してほしい。母島では干ばつによって河川が干上がってしまい、それに伴って固有昆虫の分布域も縮小してしまっている。雨量によって確実に影響を受けると思われるため、管理機関で実施している事業の有無に関わらず脅威として記載いただければと思う。
- 大河内委員：ネズミ類については、ドブネズミ等種名が書かれている場合とネズミ類としてまとめて記載されている場合がある。種名を記載する方針に統一してはどうか。
- 千葉委員：グリーンアノールが未侵入の島について、脅威として記載されている場合とされていない場合があるが、オガサワラノスリによって持ち込まれる可能性があること、侵入時にその島の生態系にとって脅威となることを考えられる場合には、未侵入の島全

てに記載する必要があるのではないか。

- 堀越委員：管理の方策の記載ぶりのみを見ると、外来植物は全て駆除するという方針に読み取れてしまう。しかし一方でオガサワラカワラヒワが餌資源や営巣木としてモクマオウを利用していることもわかっており、外来種駆除について配慮が必要な場合もある。弟島のガジュマル駆除のように段階的に進める等、在来種による利用も考慮し専門家の意見も伺いながら地域や島ごとに駆除方針を検討いただければと思う。
- 吉田委員：西之島については、上陸ルール等の他に取材ルールについても記載する必要があるのではないか。
- 堀越委員：遺産区域には海域も含んでいるため、海域における保全対象と脅威、長期目標、管理の方策についても記載いただければと思う。保全対象としてはサンゴが挙げられ、脅威として、サンゴの白化や中国船による密猟などがある。オニヒトデについては既に調査等の取組が行われているはずである。また IUCN による視察の際にも指摘されたアンカリングの問題、個人の利用によるサンゴの破壊等も脅威として挙げられるのではないか。
- 堀越委員：海鳥による外来植物の種子や外来昆虫類の運搬が脅威として挙げられる。西之島、南島、北硫黄島など多くの島にとっての脅威となるのではないか。海鳥繁殖地における外来種駆除が必要であり、管理計画に記載することで今後事業が実現しやすくなるのではないか。小笠原諸島全体の課題として整理いただければと思う。また外来種駆除技術の開発等、生態系の保全に必要な技術開発については、島ごとではなく小笠原諸島全体の課題としてまとめるべきであると思う。世界遺産の維持管理に必要な対策について、対応を検討中、技術開発中等の進捗が分かる状態になっていれば良いのではないかと。事業に対応して現況と課題を整理していると、事業が止まれば課題への対応も止まってしまうことになるのではないかという懸念がある。
- 立田（関東地方環境事務所）：（1）生態系の保全 1）生態系の修復と固有種等の絶滅回避の管理の方策は、現状で島ごとの整理しか行っていないが、全島共通の管理の方策も追加した方がいいというご意見と理解した。併せて基本方針の基本的考え方の項目部分にも、堀越委員からご意見いただいた通り小笠原諸島全体で必要とされる技術開発等にも言及できればと思うがそのような対応で問題ないか。
- 堀越委員：問題ない。ご発言の通りなるべく計画の前段部分でも触れていただければと思う。
- 大河内委員：管理計画の記載に関してではなく遺産管理体制についての意見であるが、小笠原諸島全体で必要とされる技術の開発について議論する場が必要ではないか。小笠原の遺産管理においては、事業実施が伴うものみに注力している印象があるが、実際にはネズミの根絶、グリーンアノール対策、ニューギニアヤリガタリクウズムシ対策など議論が必要な課題が多く残されているように思う。
- 千葉委員：現在のまま外来種対策を継続した場合、大河内委員より指摘いただいた課題は解決しないままの状態になるかと思う。既存の駆除技術のスクリーニングが必要だと思う。他地域で使用されている技術で小笠原における有用性が議論されていないものも多くあるのではないか。管理計画にも既存技術の導入について検討を行う旨を記載いただければいいのではないかと。また、属島における外来種対策については一定の成果を上

げている事業もあるが、父島については検討前の段階から対策が難しいと考えてしまっているように思える。海鳥による外来種の運搬リスクを考慮すれば、父島の外来種についても管理が必要である。薬剤による対処が難しいのであれば、天敵導入についても検討すべきかと思う。ガラパゴス等の事例を参考に検討すれば良いのではないか。

- 大河内委員：以前、アカギ駆除として天敵導入が検討された際には、薬剤による駆除が可能であると判明したため、導入には至らなかったという経緯がある。また、導入が検討されていたアカギの天敵となる虫が毒性を持っていたことも導入を見送った理由の一つである。また、沖縄で実施されているグリーンアノール駆除手法についてはかなり効率的な捕獲が期待されると思われる。小笠原での導入が実現しないのは鳥類混獲の可能性を考慮してのことと思うが、どの方法であっても多少のリスクは生じるものであり、リスクも含めて検討を進めていただきたい。検討の後押しとなるような、技術開発・導入の必要性を強調した記載が管理計画内にあると良いのではないか。

◆父島列島

- 田中委員：本計画の対象期間となる今後の5年間で、行文線のインフラ整備が実施されるため、記載する必要があるのではないか。当該事業の対象地域では下層に乾性低木林が残存しており絶滅危惧種であるムニンビャクダンのホットスポットも残っている。自身は当該事業に関連する委員会にも出席しているが、道路整備予定地の両側 10m程度については東京都が保全措置を行うが、道路から 10m以上離れた部分については、国有林であるため林野庁に管理してほしいという意見が出ており、林野庁側では具体の保全策が決まっていない状況である。このまま適切な対策が取られない場合、乾性低木林が衰退し、ムニンビャクダンのホットスポットも失われてしまうと思われる。当該事業を進める中で対象地域のモクマオウ林をどうやって自然再生させるかも併せて検討していただきたい。奥村地区における乾性低木林の保全を長期目標として、外来植物の駆除と乾性低木林の再生を具体の方策として記載してはどうか。
- 川上委員：巽島について、オガサワラヒメミズナギドリやオーストンウミツバメの繁殖地として重要であるため、保全対象種として海鳥も加えてほしい。
- 堀越委員：兄島の項目について、アカガシラカラスバト、オガサワラノスリ、オガサワラオオコウモリが 1 つの項目にまとめられているが、オガサワラノスリについては別項目とする必要があるのではないか。オガサワラノスリは殺鼠剤散布による影響が大きく、ネズミがいなくなることでオガサワラノスリの営巣自体が無くなることも判明しつつある。他の2種とは対応方針が異なるため、管理の方策についても別途記載する必要があるのではないか。
- 千葉委員：西島の保全対象種として固有陸産貝類、その脅威としてモクマオウが記載されている点の実態に即していない。長期目標として在来植生の保全が記載されているが、固有陸産貝類にとってモクマオウは生息環境を形成するものであるため、長期目標や管理の方策としては陸産貝類に配慮したモクマオウの在来植生への転換を目指すという趣旨が適しているのではないか。在来植生保全のためにモクマオウを駆除した場合、西島の固有陸産貝類が全滅する可能性もある。一方で固有昆虫類は頂上付近の在来植生が残存している場所にしか生息していないため、外来植物の駆除による在来植生の保全が必

要な場所もある。

- 田中委員：千葉委員の意見に賛同する。外来植物、在来植物、それぞれ必要な場所があるため、ゾーニングが必要と思われる。
- 堀越委員：弟島⑦の長期目標として記載されている孫島の保全対象種クロアシアホウドリについて、クマネズミを脅威として記載してほしい。過去に対策が実施されたが、再び生息密度が増加しているように思う。また、オガサワラアザミの群落やツルワダンも生育しており、保全対象種として記載すべきではないか。なお、弟島におけるクロアシアホウドリの生息数は孫島と比較すると少なく、今年初めて営巣が一つ確認されたのみである。孫島についての記載とは区別できる必要があるのではないか。

◆母島列島

- 吉田委員：現時点で侵入が確認されていない種であっても、今後侵入する可能性がある外来種については脅威として記載しておくべきではないか。例えば、外来アリ類としてツヤオオズアリが記載されているが、他のアリ類についても今後侵入する可能性があると思われる。また、その可能性があるからこそ、その防止のために母島では外来種対策指針の検討を行っているはずである。括弧書き等でも構わないので記載していただければと思う。
- 千葉委員：未侵入の外来種については別途記載するとのことであるが、母島については島ごとの項目においても記載する必要があるのではないか。母島は人の出入りも多く、本島からだけではなく沖縄等からも外来種が運ばれる可能性がある。新たな外来種侵入の可能性について、父島を含めた他の島とは事情が違うように思われるため、島ごとの整理でも言及する必要があるのではないか。
- 堀越委員：母島のオガサワラオオコウモリに関する取組について、次期管理計画においては特に強調していただきたい。約4年前に父島から飛来したとされる100頭以上の群れが現在も維持されており、農業への被害が非常に深刻な状態となっている。農協や環境省、東京都が協力して追い払いを実施したがあくまでも一時的な対処であり、今後も農業被害が生じると思われる。オガサワラオオコウモリと島の暮らしの共生については今後数年間の対策が非常に重要となるため特に強調した記載ぶりとしていただきたい。また、オガサワラカワラヒワについても、母島は貴重な生息地の一つであるため強調した書きぶりとしていただければと思う。
- 大河内委員：ハナダカトンボの脅威としてシュロガヤツリとポトスが繁茂することで生息環境が失われるという問題がある。そのため、脅威としてアカギ等の外来植物と記載されているが、アカギ、シュロガヤツリ、ポトス等の外来植物としていただければと思う。
- 川上委員：保全対象種としてハハジマメグロが記載されているが、個体数が安定しており、現在実施している具体の取組等も無いため、あえて明記する必要はないのではないか。長期目標④に対応する管理の方策として、海鳥類の保全を目的としたノネコ排除が記載されているが、保全対象種としては、次項に書き出しているカツオドリ等が該当すると思われるため、記載場所の修正が必要である。
- 清水委員：妹島は母島列島の属島の中でも比較的標高が高く、シマイスノキやシマムロ、

タチテンノウメ等、父島の乾性低木林に近い植生が見られる。保全対象種の記載について、シマイスノキ等を含む母島列島型乾性低木林として記載すると、実際の植生が分かりやすいかと思う。

◆聳島列島

○堀越委員：媒島の屏風山を中心とした在来植生の保全については、在来植物の植栽が今後実施される予定だと認識している。また、東京都事業として、現在植栽技術の検討がされているかと思うので、管理の方策にもその旨を記載いただければと思う。

◆西之島

○川上委員：西之島については、噴火の影響等もあり遺産区域が島の限られた場所のみとなっている。今後保全事業を検討していくためにまずは遺産区域の拡張及び法的制度の整備をする必要があるかと思う。その旨について管理の方策にも記載いただければと思う。

(3) その他

<母島外来種対策指針の検討状況について>

- ・伊藤（母島自然保護官事務所）・吉田委員より資料4を説明。
- 堀越委員：講習会の受講規定の項目を見ると、公共工事については必ず遵守、民間工事については可能な限り遵守とされているが、民間工事についてはどのように運用を進めていく想定なのか、また民間工事における普及を目指すための方策について想定しているものがあれば教えていただきたい。民間工事については、太陽光発電施設の建設やその他インフラに関する工事、個人住宅の建設などがあると思うが、指針の対象としてはどのようなものを想定しているのか。
- 伊藤（母島自然保護官事務所）：指針の検討当初は、公共工事を対象としながら民間工事にも順次展開していく想定としており、それが反映された書きぶりになっているかと思う。民間工事についても遵守を義務付けることは指針の位置付けから考えても難しいと思われる。ただし、全国展開している大きな企業からは、環境配慮事項について問い合わせをいただくこともあるため、その際には本指針を紹介できればと考えている。また資機材の点検についても依頼があれば対応していきたいと考えている。指針の対象としては、当面遺産管理機関が発注する工事が主な対象となるかと思う。
- 堀越委員：防衛省等の遺産管理機関以外の行政機関が行う工事やインフラ整備等公共性の高い民間工事についても、指針の遵守が適応されるように強く働きかける必要がある。また、管理機関が行う公共事業となると、東京都や小笠原村の事業が主になるかと思うが、指針の運用にあたっては地域に対する説明の実施についても検討いただきたい。指針によって、パスウェイコントロールの実現に一步近づいたかと思うが、監視の実施主体についてはどのように考えられているのか。
- 吉田委員：監視主体については環境省母島自然保護官事務所の職員が担当することになるかと思うが、母島に持ち込まれてからの監視よりも持ち込み前の父島や内地での点検が非常に重要である。持ち込み前に点検リストにチェックを入れる形で持ち込み資材に

問題が無いか、持ち込み者自身で確認していただき、母島ではその点検リストに問題が無いことを確認する、といった体制を取れると理想的である。

<その他報告事項等について>

- 可知委員長：2012年10月に作成された「小笠原諸島において陸域調査を行う場合の研究者のガイドライン」について、作成から10年以上が経過していることもあり研究者の中で改定が必要ではないかという意見が出されている。今年度中に改訂版を作成できればと考えているため、小笠原と関わりのある研究者の皆様には今後協力をお願いすることもあるかと思うが、よろしく願い申し上げます。
- 堀越委員：今年3月に小笠原自然情報センターHPが小笠原世界遺産センターHPにリニューアルされたが、その際にかつて関係者ページにて自由に閲覧できていた遺産管理機関の事業報告書が閲覧できない状態となった。また、日頃、保護増殖事業に関する情報についても、議事録や計画書等の共有が久しく行われていないように思う。遺産管理事業に関する情報共有について至急対応いただきたい。また昨年度の科学委員会にて、自身が報告した父島二見港におけるサンゴ群落損傷の可能性について、関係者に事実確認をするとのことであったが、未だ報告を受けていない。この場で報告いただければと思う。
- 若松（小笠原自然保護官事務所）：事業報告書の共有について管理機関内で協議した結果、限られた関係者とはいえ行政機関以外の方々が自由に出入りできる状況は望ましくないとのことで、関係者ページの入室権限は行政関係者のみに限定することとした。科学委員会にて助言をいただくための基礎情報として必要と判断した報告書については共有するし、それ以外の報告書についても必要であれば共有するので、個別にご連絡いただければと思う。保護増殖事業の議事録については、希少種の情報が多く含まれており、特に過去の議事録について非公表部分を判断の上、黒塗り等の作業を行うことは、膨大な作業量となるため現実的でない。今後の保護増殖事業検討会においては、可能な限り公開を想定した資料作成ができればと思う。また、父島製氷海岸沖の海域公園地区内におけるサンゴ群落の損傷については、当方より事実確認を行い、小笠原海上保安署より接触の事実は確認できていないという回答を得ている。ただ、現地を確認したところ、本件における損傷であるかは不明だが、サンゴ群落の人為的な損傷が確認されたため、小笠原で全戸配布されている村民だよりにて製氷海岸におけるサンゴの利用や船舶での接近について、改めて注意を呼び掛けたところである。

以上